

志太広域事務組合 (仮称) クリーンセンター整備・運営事業

募集要項に関する質問回答書

令和 3 年 7 月 2 日

番号	資料名	頁/ 枝番	項目番号等				項目名	内容	回答	
1	入札説明書	1					用語の定義：事業者	「選定された入札参加者の構成企業、協力企業及び運営事業者で構成される。」と定義されていますが、「構成企業」は構成員と協力企業の総称である為、構成企業の部分は「構成員」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
2	入札説明書	1					用語の定義：協力企業	協力企業は「本事業の公募に複数の企業で参加する場合において、構成企業以外の者で事業開始後、設計・施工業務、運営業務の一部を本組合又は事業者から請負若しくは受託することを予定している企業をいう。」と定義されていますが、「構成企業」は構成員と協力企業の総称である為、構成企業の部分は「構成員」と読み替えてよろしいでしょうか。	No. 1の回答のとおりです。	
3	入札説明書	4	第2章	第5節	第2項	1.	(2)	年間計画処理量	資源ごみ処理施設の年間計画処理量が1,709t/年となっておりますが、要求水準書p.11記載の通り、2354.08t/年が正と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書p.11を正とします。
4	入札説明書	15	第4章	第4節	第1項	1.		入札参加資格申請書類：備考	・第6-1号備考、「第4章1.1エ(イ)②に示す実績」は「第4章第1節第2項4)(イ)②に示す実績」で宜しいでしょうか。 ・第6-2号備考、「第4章1.1エ(イ)⑤に示す実績」は「第4章第1節第2項4)(イ)⑤に示す実績」で宜しいでしょうか。 ・第7-1号備考、「第4章1.1エ(ウ)①に示す実績」は「第4章第1節第2項4)(ウ)①に示す実績」で宜しいでしょうか。 ・第7-2号備考、「第4章1.1エ(ウ)②に示す実績」は「第4章第1節第2項4)(ウ)②に示す実績」で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	入札説明書	16	第4章	第4節	第1項	2.		各役割に応じた個別の参加資格要件を確認する証明書	入札参加資格申請書類のなかで、各役割に応じた個別の参加資格要件を確認する証明書として、建築物の設計・施工企業について、建設業法(昭和24年法律第100号)の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていることを証明する書類が求められています。 一方、P.11に示されている建築物の設計・施工企業の参加資格要件は、「建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による土木一式工事、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。」となっております。 P.11の参加資格要件の記載を正とし、上記下線部については、「土木一式工事、建築一式工事に係る特定建設業の許可」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 P11の記載を正とし、ご指摘のとおり土木一式工事、建築一式の特定建設業許可を示す書類を提出ください。
6	入札説明書	16	第4章	第4節	第2項	1.		入札参加資格審査申請書類受付期間	入札説明書では、参加表明書の提出期限が「7月7日(水)17時まで」、入札参加資格審査申請書類の提出期限は「7月9日(金)17時まで」と記載されていますが、入札公告P.1の3-(1)-①では「参加表明書及び参加資格申請書類」の受付が「7月7日(水)17時まで」と記載されています。こちらは、入札説明書が正との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	入札説明書	17	第4章	第5節	第1項	7)~9)		提案概要書	物質収支、熱収支、用役収支について、「A3 1枚」とのご指示ですが、内容によっては季節別に数値が異なる項目もあり、条件数が多くなる場合もあります。全条件をA3用紙1枚に収めるのが困難な場合は、代表的な条件を一部抜粋して記載するものとしてもよろしいでしょうか。	A3用紙1枚に収めるのが困難な場合は、複数枚での提出を認めます。
8	入札説明書	20	第4章	第7節	第1項	4	(2)	開札	1. 「委任状(様式第15号)」を提出書類と併せて提出する。」とありますが、この「提出書類」とは、10月中旬に提出予定の事業提案書を示すという理解でよろしいでしょうか。 2. 仮に事業提案書の提出に併せて委任状を提出する際には、提出日から開札日までの不測な事態への対処を想定し、代理人を複数人準備する場合は、該当人数分の委任状の提出は可能との理解でよろしいでしょうか。	1. お見込みのとおりです。 2. 開札当日に代理人が変更となる場合は、開札当日に委任状(様式15号)を提出ください。
9	入札説明書	23	第4章	第12節	1)			特別目的会社の設立	「なお、組合が認めた場合は、運営期間に限り、本施設内に無償で設置することができる。」とありますが、基本的には、本施設内への無償設置が認められるとの理解でよろしいでしょうか。本施設内への無償設置が認められない条件があれば、ご教示願います。	SPC本社・本店のクリーンセンター施設内設置は、可能です。その場合、SPC本社・本店内の運営に係る費用負担等について本組合と十分に協議を行ったうえで、敷地の貸付について賃貸借契約等の書面を取り交わし、施設内への移転登記は施設の完成後に行うこととします。
10	入札説明書	29						添付資料-1 事業スキーム図	事業スキーム図では、建築物の設計・施工企業、プラントの設計・施工企業、および運営企業がSPCに出資していますが、本スキーム図はあくまでも一例であり、P.10 第4章第1節 第1項 5)に「入札参加者の構成企業のうち、設計・施工企業、運営企業については、それぞれ少なくとも1社は運営事業者へ出資することとし、入札参加者の構成企業以外の者の出資は認めない。また、代表企業の出資比率は50%を超えることとする。」と記載の通り、出資が必須となる企業は、代表企業であるプラントの設計・施工企業および運営企業各1社であり、それらを除く構成企業の出資義務はなく、任意で出資できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです(P.10 第4章 第1節 第1項 5)の表記と一致です)。
11	入札説明書	31	添付資料-2	第2項	1.			表2 運営費の構成、算定方法	光熱水費(電力等の基本料金を除く)、燃料費、薬剤費については運営変動費に区分されるもののご指示ですが、これらの項目についてもごみ処理量の変動により費用が変わらない項目については、固定費用の「その他費用」に含めるものとしてもよろしいでしょうか。 (例：電力の従量料金については、共通休炉時の買電電力量に対する費用のため、ごみ処理量が変動しても費用は変動しません。)	提案を認めます。必要に応じて固定費用の「その他費用」に記載ください。
12	入札説明書	32	添付資料-2	第2項	2.	2)	(イ)	運営費の支払方法	「運営固定費のうち、補修費用の各四半期の支払額は、各期合計額の80分の1とする」とありますが、各期とは、p.31表2の補修費用-算定方法欄の「第1期～第4期」を指すのでしょうか。 また、上記の期間の場合、「80分の1」は「20分の1」と読み替えてよろしいでしょうか。	各四半期(4期)×20年=80期となるため80分の1となります。
13	入札説明書	33	添付資料-2	第2項	3.	(2)	1)	運営費の改訂方法	運営費については、ごみ量変動のみ変動するものとされており、ごみ質が大きく変動した場合(例：ごみ分別の変更や将来的な生活様式の変化に伴う大幅なごみ質の変動等)の運営費については、別途ご協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	本件では、提案書において変動に応じた性能曲線の提出を求めておりその範囲で対応いたします。 なお、提出された性能曲線に示す性能が確保できない場合は、協議の対象とします。
14	落札者決定基準書	8	第5章					表5-1 評価項目、評価ポイント及び配点	地元企業への貢献の項目について、「①全体事業費における、地元企業への発注額はその程度か。(組合管内の本社本店(構成員含む)、一次下請け、雇用人数に対する金額)」とありますが、「構成員」は「構成企業」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	要求水準書	2	第1章	第2節	第3項			事業の基本方針	「2) 最終処分場に依存しない処理システムの整備<資源循環>」「3) 民間資源化ルートの活用<民間活力推進>」とありますが、本方針は組合殿の取組みも含まれたものであり、事業者としては最終処分量の低減に取り組むものと理解してよろしいでしょうか。	1) から6) までの基本方針は組合及び契約事業者が連携して取組むものと理解いたします。
16	要求水準書	2	第1章	第2節	第6項			事業期間	すべて「予定」と記載されていますが、施設竣工および施設稼働、運営終了時期が前倒しとなることはないかと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、合理的な理由及び適切な品質が確保できる場合には、期間の短縮や運営期間の前倒しの提案も認めます。
17	要求水準書	3	第1章	第2節	第8項	1.	(2)	業務期間	「最大で契約締結日から57ヶ月」とありますが、設計・施工に係る業務の期間は工事契約から57ヶ月は確保されており、事業者提案による同期間の短縮は求められていないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、合理的な理由及び適切な品質が確保できる場合には、期間の短縮や運営期間の前倒しの提案も認めます。

番号	資料名	頁/ 校番	項目番号等				項目名	内容	回答		
			第1章	第3節	第6項						
18	要求水準書	4	第1章	第3節	第6項		搬入道路	市道仮宿下付田高田線について、当工事着手時の完成範囲、整備工程をご提示いただくことは可能でしょうか。 また、本工事契約後、現地工事着手までに事業用地までの工事車両動線が確保されるものと理解してよろしいでしょうか。	造成工事着手までに西側敷地境まで完了し、基本計画P51の搬入出ルートが確保される見込みです。 詳細は、実施設計協議において説明します。		
19	要求水準書	5	第1章	第3節	第7項	2	(1)	プラント用水	井水利用に関して「なお、(仮称)クリーンセンターのプラント用水受水槽から静岡大学の受水槽までの給水について、整備費用等(維持管理費用等を含む)の負担は生じない」とありますが、添付資料10のとおり、プラント用水受水槽を経由しない計画も可能であるため、敷地境界取合点(添付資料13 地中障害物等配置図の南側境界部)までの整備費用等(維持管理費用等を含む)の負担は事業者であり、敷地境界取合点から静岡大学の受水槽までの整備費用等(維持管理費用等を含む)の負担は本事業範囲外であると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
20	要求水準書	6	第1章	第3節	第8項	4)		埋蔵文化財包蔵地	工事中に埋蔵文化財に起因する作業が生じた際のリスクについては、貴組合の所掌と考えてよろしいでしょうか。	一部の試験掘削等の軽微なものを除き組合の所掌です。	
21	要求水準書	7	第1章	第4節	第1項	3		年間計画処理量	「竣工当初の年間計画処理量は、59,895t」とありますが、年間処理量のうち、可燃性粗大ごみ破砕機にて処理する量の想定をご教示願います。	組合で処理量の把握をしていません。	
22	要求水準書	12	第1章	第5節	第2項			表4 搬入出車両と収集形態および貯留方式	貯留方式として記載されている容器等において、ドラム缶、鉄箱、フレコンバック、ネットは事業者が用意するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、引き取り業者は組合との契約状況により変更となる場合があります。荷姿の変更にも臨機に対応願います。	
23	要求水準書	12	第1章	第5節	第2項			貯留方式	「②陶器類・化粧品のみ」「③ガラスくず」はフックロール荷箱(25m3)、とのご指示ですが、これらについては、同じパッカー車で搬入され、共通のフックロール荷箱に貯留されるものと理解でよろしいでしょうか。貴組合HPからダウンロードできる「ごみ処理・処分フロー(令和2年度版)」では、この2つは同じ項目として分類されています。	令和3年度より、分別方法が変更となり、「②陶器類・化粧品のみ」「③ガラスくず」は別々に貯留する必要があります。	
24	要求水準書	12	第1章	第5節	第2項			搬出車両	「乾電池」「蛍光灯・電球」については、収集と一般持込で搬出車両が異なります。これらは10tウィング車または4t平ボディ車にて、収集と一般持込と一緒に搬出されるものと理解でよろしいでしょうか。	「乾電池」「蛍光灯・電球」は、品目ごとに収集と一般持込を、同一車両で搬出します。	
25	要求水準書	12	第1章	第5節	第2項			搬入出車両と収集形態および貯留方式	アルミ缶の貯留方式について「鉄箱」と記載がありますが、一方、添付資料12では、「フレコンバック(1t)」とあります。添付資料12はあくまで、既存施設の搬入実績であり、要求水準書(鉄箱)が正であるとの理解でよろしいでしょうか。	フレコンが正となります。なお、引き取り業者は組合との契約状況により変更となる場合があります。荷姿の変更にも臨機に対応願います。	
26	要求水準書	12	第1章	第5節	第2項			搬入出車両と収集形態および貯留方式	ペットボトルについて「ネットに入れて保管」とありますが、搬出量等を想定するために、現在貴組合の施設で使用されているネットの仕様(容量等)をご教示願います。	ネットの仕様は以下のとおりとなります。素材:ポリエチレン製 容量:1m×1m(袋状)	
27	要求水準書	12	第1章	第5節	第2項			搬入出車両と収集形態および貯留方式	「ドラム缶等は、原則としてワンウェイとして、事業者にて購入とします。」とありますが、ワンウェイ扱いのものとしては、ドラム缶、フレコンバック、ネット(ペットボトル保管用)との理解でよろしいでしょうか。	ドラム缶とフレコンバックはワンウェイです。ペットボトル用のネットは返却されています。	
28	要求水準書	15	第1章	第6節	第1項	7	(1)	作業環境に関する基準	「有人室(中央制御室、管理室、見学者関係諸室等)事務所衛生基準規則で規定される「事務所の環境管理」の基準を遵守する」とありますが、貴組合が管理する管理エリアは含まないものと理解でよろしいでしょうか。また管理事務所衛生基準規則に準じた測定は、運営事業者事務室、中央制御室、計量棟を対象と想定してよろしいでしょうか。	組合が管理する管理エリアについても事務所衛生基準規則に従い施設を整備し維持管理願います。	
29	要求水準書	25	第1章	第7節	第17項			ISO 環境マネジメントシステム等への準拠	「事業者はISO14001 環境マネジメントシステム又はエコアクション21に準拠し、マニュアルおよび体制の整備を行い、その適正な運用を図ること」とありますが、本項は事業者にてISO14001又はエコアクション21に準拠した取り組みを行うことが目的であり、これらの認証取得は必須ではないと理解してよろしいでしょうか。	認証取得は必須ではありませんが、環境負荷低減の取組の提案として認証取得を妨げません。	
30	要求水準書	26	第2章	第1節	第1項	1.		敷地造成	雨水調整池整備の時期は造成工事期間中に並行して整備するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 事業者において造成工事期間に整備します。	
31	要求水準書	27	第2章	第1節	第2項	2)		建設請負事業者の業務範囲	「設計・施工業務の範囲は、事前調査…」とありますが、必要な事前調査として想定されている内容がありましたらご教示願います。	工期の確実な遵守のため、工事に必要な調査及び環境影響評価を踏まえた調査等を事業者の責任において実施してください。	
32	要求水準書	27	第2章	第1節	第3項	4.		周辺住民への対応	「建設請負事業者と連携して」とありますが、住民への対応については、基本的には貴組合にてご対応いただき、技術的な面でのサポートを事業者にて行うものと考えてよろしいでしょうか。	事業の内容等に関しては、基本的には組合が対応しますが、技術面及び資料作成、その対応検討等、事業者も協力願います。なお、工事の内容等に関しては、事業者でしか対応できない場合もあります。	
33	要求水準書	32	第2章	第1節	第4項	2.	(6)	2)	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任	「電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者を選任し…」とありますが、法制度の見直しがあった場合は、その時点における法令等に準じて適宜読み替えるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	要求水準書	35	第2章	第1節	第4項	3.	(8)		工事車両の進入経路	「車両の出入りにあたっては、本組合が指示する場所に警備員を配置する」とありますが、警備員の配置が必要な箇所について想定されている箇所があればご指示願います。	契約後の協議とします。
35	要求水準書	35	第2章	第1節	第4項	3.	(9)	3)	仮設工事	3)において「事業用地内に仮設事務所を設置」とありますが、造成工事中は工事の支障とならないよう事業地外に設置することを想定しています。支障が無いをご教示願います。	造成工事中については、事業地外への仮設事務所の設置を認めます。 ただし、設置場所によっては地元対応が必要となる可能性があるため、事前に協議をお願いします。また、事業地外に設置の場合、建築確認申請等が必要となるため、所定の手続きをお願いします。 設置場所は事業者にて確保願います。
36	要求水準書	36	第2章	第1節	第4項	3.	(10)		掘削工事	地下掘削に伴う仮設工事として、山留を施工した場合において、周辺への影響を考慮して山留を残置することは可能と考えてよろしいでしょうか。	原則山留材は引抜きとし、残置しないこととしてください。詳細は、実施設計協議によりします。
37	要求水準書	44	第2章	第1節	第8項	3.		安定稼働試験	安定稼働試験は連続運転中の安定性を確認するものであり、用役等については参考データとして提出するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、著しく燃料を使用する等、安定稼働試験の状況が提案書等に対して著しく異なる場合は、提出したデータを根拠に契約不適合検査を求める場合があります。	
38	要求水準書	51	第2章	第1節	第9項	6.		契約不適合責任期間中の点検、整備・補修	「正式引渡し日から、2年間の本施設に係る全ての定期点検(法定点検を除く)、整備・修補工事、各点検、整備・修補工事に必要な清掃及び部品の交換等の費用は、建設請負事業者の負担とする」とありますが、建設請負事業者の負担で実施する法定点検以外の点検・検査、補修は、令和8年度～10年度の点検・検査、補修更新計画が対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。正式引渡し日が令和3年12月の場合は令和9年1月～令和10年12月までが対象になります。	
39	要求水準書	55	第2章	第2節	第1項	2.		防熱、保温	「原則として外装材は、炉本体、ボイラ、集じん器等の機器類は鋼板製とし、風道、煙道、配管等はカラー鋼板、ステンレス鋼板(屋外)またはアルミガラスクロスとする」とありますが、ボイラや集じん器のように保温材の内側のケース壁やケーシングでガスシールする構造においては、外装材にカラー鋼板を使用してもよろしいでしょうか。	原則として提案を認めますが、詳細は実施設計協議にて各設備別に承諾を求めるとします。	
40	要求水準書	57	第2章	第2節	第1項	5.	⑧		機器構成	「クレーン、燃焼設備等、給油箇所が多い設備は、自動集中給油方式とする。また、コンベヤ類、手の届かない場所の駆動部には、自動給油を考慮すること」とありますが、クレーン、燃焼設備等については容易に手が届く計画とすることを前提に「集中給油方式」とさせていただけませんか。 また、特にクレーンの自動集中給油についてはメーカーでの実績が乏しく、対応が困難です。	原則として提案を認めますが、詳細は実施設計協議にて各設備別に承諾を求めるとします。
41	要求水準書	57	第2章	第2節	第1項	6.	①		地震対策	「炉本体等重要機器の…」とありますが、本施設における重要機器とは、炉、およびボイラ本体を指すものと考えてよろしいでしょうか。	事業者の判断となりますが、炉、ボイラ、タービン発電機、バグフィルタ、煙突、集じん器、灰クレーンの架構は含めてください。
42	要求水準書	61	第2章	第2節	第2項	2.	(1)	4)	特記事項	「① 外部に露出する鉄部は、溶融亜鉛メッキ鋼材またはステンレス製とする」とありますが、「外部に露出する鉄部」とは屋外で風雨にさらされる部分の部材を示し、かつ一般的に屋外に使用される建具類については除外されると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

番号	資料名	頁/ 校番	項目番号等					項目名	内容	回答	
			第2章	第2節	第2項	3.	(5)				
43	要求水準書	62	第2章	第2節	第2項	3.	(5)	⑤	特記事項	特記事項⑤「通話設備を設置する」とありますが、個人にて携帯するPHSや無線等に連絡を取る方が現場における利便性が高いと考えます。必要な場所において相互の連絡が確保できることを前提に、通話設備については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	固定の電話回線の設置が必要となります。なお、固定回線の設置に加え、携帯用機器を使用することは構いません。その他、災害時における通信会社の運用停止等の不測の事態を考慮した内容でご提案ください。
44	要求水準書	66	第2章	第2節	第2項	6.	(5)	⑨	特記事項	特記事項⑨「通話設備を整備する」とありますが、個人にて携帯するPHSや無線等に連絡を取る方が現場における利便性が高いと考えます。必要な場所において相互の連絡が確保できることを前提に、通話設備については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	固定の電話回線の設置が必要となります。なお、固定回線の設置に加え、携帯用機器を使用することは構いません。その他、災害時における通信会社の運用停止等の不測の事態を考慮した内容でご提案ください。
45	要求水準書	73	第2章	第2節	第3項	2.	(1)	3)	主要項目	給じん装置について、「⑦速度制御方式 自動、遠隔手動、現場手動」「⑧操作方式 自動燃焼制御(ACC)、遠隔手動、現場手動」とありますが、制御方式、および操作方式は事業者によって異なるため、具体的な方式については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	具体的な方式は事業者提案を認めますが、当該機器のメンテナンス等を考慮し【現場手動】と【遠隔自動】は必須としてください。
46	要求水準書	74	第2章	第2節	第3項	2.	(2)	3)	主要項目	燃焼装置について、「⑧速度制御方式 自動、遠隔手動、現場手動」「⑨操作方式 自動(ACC)、遠隔手動、現場手動」とありますが、制御方式、および操作方式は事業者によって異なるため、具体的な方式については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	No. 45に同じ
47	要求水準書	82	第2章	第2節	第4項	1.	(1)	4)	付属機器	アキュムレータについて、本設備はスートブロウの使用時に蒸気量が変動することへの対応と推察しますが、蒸気使用量の多い長抜差型の蒸気式スートブロウに代わり、圧力波式のスートブロウを採用することで、蒸気量の変動を抑えつつ、アキュムレータを非設置することも可能です。蒸気量変動を抑制することを前提に、アキュムレータの可否については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	圧力波式のスートブロウとする場合は、提案を認めます。
48	要求水準書	116	第2章	第2節	第8項	4.	(6)	⑥	灰ビット(土木建築工事に含む)	「万が一、人が落下したときの対応策として救助設備を設ける。また、監視カメラを設ける」とありますが、灰クレーンは運転員が安全を確認しながら手動で積込みしており、作業時は常時監視の状態にあるため監視カメラの設置を不要としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
49	要求水準書	117	第2章	第2節	第8項	5.	(5)	④	特記事項	「本クレーンの制御用電気品は専用室に収納し、騒音および発熱に対して十分配慮すること」とありますが、騒音対策や発熱に対する対応を講じることを前提に、必要に応じて専用室に収納するものとさせていただけないでしょうか。	灰クレーンのみの専用室とする必要は必ずしも求めませんが、騒音対策、発熱、粉塵等の対策を講じた部屋への収納を認めます(他の制御品との同室でもよい)。
50	要求水準書	121	第2章	第2節	第8項	9.	(2)	4)	主要機器	④エアレーション装置とありますが、飛灰貯留タンクの閉塞、ブリッジ対策については、エアレーションに限らず様々な方式が存在するため、事業者にて最適な方式を提案させていただけないでしょうか。	提案を認めます。
51	要求水準書	121	第2章	第2節	第8項	9.	(3)	1)	薬剤処理用飛灰定量供給装置	(オ)-③「飛灰貯留タンクおよび混練機間の接続に際しては、緊急時ならびにメンテナンス時の対応が可能な計画とする」とありますが、本記載は飛灰貯留タンクから混練機までの間の飛灰を、設備整備時に排出できるようにすることを意図していると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
52	要求水準書	173	第2章	第3節	第2項	4	(2)	8)	大会議室	表12「長方形で330㎡以上を確保し」とありますが、合理的な配置計画のため、120人程度が余裕をもって収容できるレイアウトであることを前提に、具体的な面積は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	120人程度が余裕をもって収容できるレイアウトであることを前提に、提案を認めます。
53	要求水準書	180	第2章	第3節	第4項	7			ガス設備	「瞬間湯沸器用に都市ガスを供給する」とありますが、給湯機を電気式とした場合は、建築機械設備としてはガス設備を不要としてもよろしいでしょうか。	提案を認めます。
54	要求水準書	183	第2章	第3節	第5項	3.	(8)	④	インターネット設備	「別途、組合が使用するイーサネットサービスを準備すること」とありますが、事務室内PC×1台及びHUB×1台程度のハードウェアを見込むものとし、コンテンツ等のサービスのソフト面など、貴組合と内容の協議が必要と思われる項目については、原則別途工事と考えてよろしいでしょうか。	組合が使用しているネットワークサービス「広域イーサネットサービスCTC EtehrLINKad」の引き込みに係る工事費を見込んでください。
55	要求水準書	184	第2章	第3節	第5項	3.	(11)		太陽光発電設備用工事	「排ガス状況監視盤の用に供するため、」とありますが、本記述は同監視盤を太陽光由来の電力により点灯させるという意図でしょうか。または、同監視盤に太陽光発電電量を表示するという意図でしょうか。	排ガス監視盤を太陽光由来の電力により点灯させられるよう計画ください。
56	要求水準書	184	第2章	第3節	第5項	3.	(11)		太陽光発電設備用工事	太陽光発電設備については、売電系統に接続せず、場内利用のみと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	要求水準書	184	第2章	第3節	第5項	3.	(12)		その他	「本組合が独自に行う配線工事(警備等)のため予備配管を設ける。詳細は契約後協議により決定する」とありますが、用途を鑑み、玄関～貴組合事務室入口、及び計量棟が対象であるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	要求水準書	189	第3章	第1節	第7項	3)			急病等への対応	「運営事業者は、本施設に適切な台数のAEDを設置すること」とありますが、要求水準書p.170-6)玄関⑤に記載の玄関ホールに設置されるAEDについても運営側で設置するとの理解でよろしいでしょうか。また、AEDは、レンタルとしてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。AEDは、レンタル、購入いずれも可とします。
59	要求水準書	189	第3章	第1節	第8項				災害発生時の協力	災害廃棄物の処理における排ガス処理薬品費用等の増加や機器の劣化による補修費用の増加については、別途協議いただけますようお願いいたします。	大規模災害での災害廃棄物等については別途協議とします。
60	要求水準書	192	第3章	第3節	第4項				表15 本施設の受付時間	「※月曜日が祝日の場合は、翌火曜日午前中が搬入停止となる。」とありますが、火曜日午前中は、委託、許可業者、一般持込のすべてのごみ搬入がないものとの理解でよろしいでしょうか。	「※月曜日が祝日の場合は、翌火曜日午前中が搬入停止となる。」は、「※月曜日が祝日の場合も、翌火曜日は通常の搬入となる。」に訂正します。
61	要求水準書	194	第3章	第4節	第4項	7)			搬入管理	「本組合が不定期に実施する搬入車両に対するプラットフォーム内での展開検査に協力する」とありますが、下記の内容についてご教示願います。 1. 不定期とありますが、週1回程度との理解でよろしいでしょうか。 2. 協力とありますが、展開検査の実施主体は貴組合であるため、運営事業者の役割としては立ち合い程度との理解でよろしいでしょうか。	1. お見込みのとおりです。 2. 展開検査は事業者にて実施ください。(組合が立ち合いを行います)
62	要求水準書	194	第3章	第4節	第5項	3)			適正処理	「変動費の対象とはしない」とありますが、明らかに通常の運転と異なる条件(災害廃棄物等、特殊なごみを処理する場合など)においては、別途協議願います。	大規模災害での災害廃棄物等については別途協議とします。
63	要求水準書	202	第3章	第7節	第3項				表18 測定項目および頻度(参考)	地下水について規定頻度は「月1回以上」と規定されておりますが、環境省通達「環境水第92号」(2.測定計画(法第16条関係)(2)地下水の水質測定計画 2)③測定頻度ア.概況調査(ア))によれば、地下水の測定頻度は(年1回以上)とされています。要求水準書における測定頻度・測定項目の設定に、特段の理由がない場合は、貴組合の費用負担削減の観点より、頻度・項目をご再考頂けないでしょうか。	測定頻度は年1回とし、測定項目は地下水環境基準項目の測定とします。また、「静岡県地下水水の採取に関する条例」で定める諸手続に係る測定(採取量の計測等)や提出書類を作成願います。
64	要求水準書	204	第3章	第7節	第4項	1.	(1)		基準を満足できない場合の対応	要監視基準と停止基準の設定の対象となる測定項目に排ガスの「鉛」がありますが、P.205、表19の「要監視基準と停止基準」には、「鉛」の記載はありません。排ガスの「鉛」については、要監視基準と停止基準の設定の対象となる測定項目には含まれないと考えてよろしいでしょうか。	停止基準の対象となりますので鉛の測定は実施してください。 (自主規制値10mg/Nr)
65	要求水準書	211	第3章	第11節	第1項	2.			管理エリア内管理業務	「本組合は、管理エリア内の警備防犯業務を行う。ただし、管理エリア内の清掃、計装設備、土木・建築設備の点検・検査、補修は運営事業者が行うものとする」とありますが、日常清掃について、貴組合にて管理されるエリアについては防犯上の観点から貴組合の所掌にて行うものと考えてよろしいでしょうか。	管理エリア内の清掃も運営事業者が行うものとします。
66	要求水準書	211	第3章	第11節	第1項	4.			住民対応業務(本組合が行うべきもの)	「本組合は、運営事業者で解決できないクレーム処理等住民への対応を行う。」とありますが、クレーム処理等住民への対応については、基本的には貴組合にてご対応いただき、技術的な面でのサポートを事業者にて行うものと考えてよろしいでしょうか。	住民から本施設の運営に関するクレーム等があった場合は、運営事業者が対応してください。運営事業者が解決できない場合は、組合が対応を行います。その際に、必要があれば、運営事業者は技術的なサポートを行ってください。
67	要求水準書	-							添付資料全般	全体配置計画をするうえで活用させて頂きたく、添付資料1、2、5、6のCADデータをご提示願いますでしょうか。	CADデータを提供します。
68	要求水準書	-							添付資料1 事業用地図	図中の赤線が敷地境界を示し、桃色の線で囲われたエリアは敷地範囲外との認識でよろしいでしょうか。その場合、図中の桃色で示されている用地(井戸側の飛び地と本用地との間)について、工事上の制約があればご教示願います。	河川占用の範囲ですので、構造物等の管理が必要となります。また、構造物等を変更する場合は河川管理者(藤枝市)の許可が必要です。
69	要求水準書	-							添付資料1 事業用地図 添付資料2 整備範囲図・現況図	事業用地内にあるU字溝等の道路排水構造物、舗装、電柱・電線、畜舎、倉庫、飼料庫、サイロなどは造成工事着手までに撤去、移設(基礎共)されていると考えてよろしいでしょうか。	添付資料13に示されているもの及び、井戸から静岡大学受水槽までの水位センサー用の配線以外はお見込みのとおりです。
70	要求水準書	-							添付資料3 地質調査報告書	地質調査報告書の巻末資料を開示いただきますようお願いいたします。	巻末資料を提示します。
71	要求水準書	-							添付資料5 粗造成計画図	粗造成は事業者にて設計・申請等を行うため、粗造成計画図、および内訳については参考と考えてよろしいでしょうか。	都市計画決定等で関係機関と協議した経緯はありますが、参考でありますので関係機関等での審査に問題のない提案を求めます。

番号	資料名	頁/ 枚番	項目番号等	項目名	内容	回答
72	要求水準書	-		添付資料5 粗造成計画図	粗造成計画を基本として造成工事を着工しつつ、並行して造成の設計変更を行ってもよろしいでしょうか。	藤枝市土地利用の審査が必要であり、先行着手はできません。
73	要求水準書	-		添付資料6	上水、都市ガス本管の敷設時期及び敷設範囲について、ご教示願います。	上水及び都市ガスの供給は本格的な供給時期や供給量を明確にしてからの協議となります。
74	要求水準書	-		添付資料6	静岡大学への電力の供給については工事中も維持する必要があることから、工事中の切り回しの要否検討のため、既設の送電線等が把握できる資料を提示いただけないでしょうか。	静大施設への電力供給は市道下付高田線（計画路線）沿いに東側より供給変更工事が完了しています。
75	要求水準書	-		添付資料7	処理対象物および処理不適物一覧表（案）について下記事項についてご教示願います。 1. エネルギー回収型廃棄物処理施設における処理不適物欄の④に、小型充電式電池とありますが、構成市の各HPで提示されている通り、リチウムイオン電池も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 2. 資源ごみ処理施設（ストックヤード）における処理不適物について、エネルギー回収型廃棄物処理施設と同様に、小型充電式電池が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、小型充電式電池はリチウムイオン電池も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	1. お見込みのとおりです。 2. 小型充電式電池（リチウムイオン電池を含む）資源ごみ処理施設の処理対象物です。
76	要求水準書	-		添付資料7	貴組合HPの「燃やすごみの持込案内」に記載があるように、一般持込における木質家具やスプリング入りのソファやマットレスは、新施設稼働後も解体されたものが搬入されるものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
77	要求水準書	-		添付資料7	資源ごみ処理施設（ストックヤード）の処理不適物について、「④ 使用済小型家電（焼津市のみ） 藤枝市からの一般受付のみ鉄くずとして受入」とありますが、運営開始時には、搬入基準が統一されていると考えてよろしいでしょうか。	今のところ基準の統一は予定していません。
78	要求水準書	-		添付資料10 既設井戸の諸元および井戸の使用条件について	既存井戸のポンプに対する送電は、現在静岡大学から行われていると考えてよろしいでしょうか。本事業においてポンプに対する送電は清掃工場側に切り替える必要があることから、仮に静岡大学からの送電となっていない場合は、その契約者をご教示願います。	井戸への電力供給は朝比奈川沿いの電柱より供給変更工事が完了しています。また、契約者は藤枝市ですので、井戸を使用する場合は藤枝市と協議が必要です。
79	要求水準書	-		添付資料12	添付資料12は、現在の施設の運用を参考として示したものであり、新施設においても同一の運用を求めものではないとの理解でよろしいでしょうか。	原則は、現在の施設と同様の運用を求めますが、変更可能な点について、協議により変更することも可能です。
80	要求水準書	-		添付資料12	添付資料12は現在の運用を参考として示したものであり、蛍光管破砕機の要否については事業者提案としてよろしいでしょうか。	蛍光管の破砕は必須です。
81	要求水準書	-		添付資料12	ストックヤードにおける品目と保管・搬出方法・頻度における鉄くずの搬出頻度について、毎日（繁忙期）とありますが、下記事項についてご教示願います。 1. 繁忙期とは、添付資料12 高柳清掃工場 曜日別 車両台数 H.30～H31.1 参考（混雑の日）に記載してある時期が該当すると理解してよろしいでしょうか。 2. 繁忙期に該当する年間の日数をご教示いただけますでしょうか。 例）GW：○日間、年末年始：△日間等	1：お見込みのとおりです。 2：繁忙期の日数は、連休中に受付を行う期間及びGW及び年末年始などの長期連休後3日間程度です。
82	要求水準書	-		添付資料13 地中障害物等配置図	切り直し工事の対象となる配管は、下記3点でよろしいでしょうか。 ・屋外給水配管（上水）φ75mm・硬質塩ビ管 173.65m ・屋外給水配管（井戸）φ75mm・硬質塩ビ管 173.65m ・屋外排水配管 φ600mm・ヒューム管 128.53m また、各配管の取合位置は、資料のとおり事業用地南側の敷地境界取合点と理解してよろしいでしょうか。	下記2点は、切り直しではなく、撤去工事となります。 ・屋外給水配管（上水）φ75mm・硬質塩ビ管 173.65m ・屋外排水配管 φ600mm・ヒューム管 128.53m なお、切り直しが必要な工事は、下記のとおりです。 ・屋外給水配管（井戸）φ75mm・硬質塩ビ管 173.65m ・井戸から静岡大学受水槽までの水位センサー用の配線 いずれも取合い位置は、事業用地南側の敷地境界取合点となりますが、詳細は実施設計協議にて決定する予定です。
83	要求水準書	-		添付資料13 地中障害物等配置図	市道仮宿下付高田線の整備に伴い、新たに上水が整備される予定とのことですが（資料6 ユーティリティ取合図より）、市道及び上水の整備後においても、静岡大学への上水の給水は、既存の本館接続位置から事業用地を横断して送水されるものとの理解でよろしいでしょうか。	静岡大学への上水道の供給は既存の本管接続を使用せず、クリーンセンター敷地以外から供給するものとして、造成工事前には供給切替工事が完了する予定です。
84	要求水準書	-		添付資料13 地中障害物等配置図	静岡大学にて使用する井水について、受水槽以降の二次側以降の配管は事業用地内には存在せず、取り直し等は生じないと考えてよろしいでしょうか。	静岡大学の受水槽以降について、お見込みのとおりです。
85	要求水準書	-		添付資料13 地中障害物等配置図	静岡大学への上水供給、及び排水放流については工事中も維持する必要があることから、工事中の切り回しの要否検討のため、静岡大学受水槽への上水引込みルート及び浄化槽2次側の放流先が理解できる図面資料等をご提示いただけないでしょうか。	静岡大学への上水道供給及び排水放流については、工事中は維持する必要はありません。詳細は実施設計協議において説明します。
86	要求水準書	-		添付資料13 地中障害物等配置図	「調整池一式」とありますが、残置物の仕様・数量等をご提示願います。	残置物等は現地に確認してください。
87	様式集	-		技術提案書提出資料一覧	見やすさを考慮してフローシートの一部を兼用するものとしてよろしいでしょうか。（例：資源ごみ処理施設のごみ・集じん・脱臭・給排水を一枚で作成する等）	フローシートの兼用を認めます。
88	様式集	-		技術提案書提出資料一覧	主要機器設計計算書について、書式が示されておりませんが、A4判、自由書式にて作成するものとしてよろしいでしょうか。	A4判、自由様式にて作成ください。
89	様式集	-		技術提案書提出資料一覧	主要機器設計計算書について、「構造等に係る計算結果を示す」「構造、（中略）に係る計算結果を示す」との記載がありますが、ここで言う「構造」とは、いわゆる「構造計算」結果を示すものではなく、採用する形式等を記載するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
90	様式集	-		技術提案書提出資料一覧	貯留設備設計計算書について、「処理不適物貯留設備」とありますが、要求水準書には該当する貯留設備がないものと推察いたします。本項に記載する設備については、事業者の提案する設備構成に応じて、適宜読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
91	様式集	-		様式第9号	入札書の注記において、封筒の裏面又は表面に「【所在地、商号又は名称、代表者職氏名】を記入し封緘すること」とありますが、「会社印」と「代表者印」は必要でしょうか。	代表者印を押印ください。
92	様式集	-		様式第9号	入札書の注記において、「所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入し【封緘】すること」とありますが、封筒の裏面に割り印は3か所必要でしょうか。	貼り付け部分を代表者印で割印してください。
93	様式集	-		様式第9号	入札書を入れる封筒にサイズの指定はございますでしょうか。	指定はありません。
94	様式集	-		様式第9号	入札書の注記において、「様式9-1号施設整備費内訳書及び様式9-2号運営費内訳書を添付すること」とありますが、「様式9-1号」および「様式9-2号」も入札書と同じ封筒に入れるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
95	様式集	-		様式第10-1号 一般事項	「要求水準書（案）に対する質問及び意見」および「募集要項に関する質問」において、要求水準書と異なる記載とすることについて同意いただいている項目や、要求水準書中において「必要に応じて」と記載されている項目については、本様式への記入は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
96	様式集	-		様式第10-4号 計装リスト	計装リストについては見積時の提出は困難ですので、実施設計時にご対応させていただくものとさせていただきます。	提示ください。実施設計時に変更があれば協議します。
97	様式集	-		様式第10-8号 公害防止基準	バッチ測定の項目も含めて、全ての項目について「運転管理基準値」「要監視基準値」を記入する様式となっておりますが、要求水準書205ページ表19にて「-」と記載のある項目については、運転管理基準値・要監視基準値の記入は不要（「-」と記入する）との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
98	様式集	-		様式第10-17号 契約電力内訳	契約電力内訳の表、および電力料金の表など、必要に応じて行を増やすことに対する注記がない項目についても、自家発補給電力の基本料金単価など、必要に応じて追加してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
99	様式集	-		様式第10-17号 売電に係る単価等	売電収入については、貴組合所掌であるため、売電単価等についてご指示願います。ご指示ない場合、事業者の想定値を記入致しますが、売電に係る単価等については、あくまで参考値との理解でよろしいでしょうか。	売電に係る単価等は、参考値として事業者にて提案ください。
100	様式集	-		様式第10-17号 発電・電気使用計画	2) 発電・電気使用計画の(3) 売電電力量の算出式、および合計の算出式にて示されている「⑤」に該当する項目が表中にありません。⑤に相当する項目として想定されている内容があればご教示願います。	誤記となりますので、⑤は削除願います。（余剰電力量=売電電力量となります。）

番号	資料名	頁/ 枚数	項目番号等				項目名	内容	回答
101	様式集	-					様式第10-21号 売電電力量	売電電力量を算出する上での外気温条件については、事業予定地付近における過去10年程度の平均気温の実績から、以下のように想定してよろしいでしょうか。 夏季：27℃ 冬季：9℃ 中間季：18℃	お見込みのとおりです。
102	様式集	-					様式第10-23号 焼却残渣資源化委託先に関する提案	焼却残渣の資源化は組合殿の業務範囲であるため、本様式「焼却残渣資源化委託先に関する提案」は不要と考えてよろしいでしょうか。	今後の参考とするためご提案があれば提出ください。（任意）
103	様式集	-					様式第10-23号 焼却残渣資源化委託先に関する提案	本様式の記入について「技術提案書作成要領」には、「様式第12-25号と整合し」とありますが、様式第12-14号との整合を取るものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです（様式第12-25号は存在せず、様式第12-14号のことを指します）。
104	様式集	-					様式第11-9号地元 地域への貢献の内 訳	「地元住民の雇用予定者数」とありますが、例として「清掃業務発注」と記載があります。地元企業に外部発注する場合、事業者の雇用する人員とはならないため、「③地元企業の活用、資材調達（運営）」または「④その他地元企業の活用」に記載し、運営事業者または運営企業が直接雇用する場合は、「地元住民の雇用予定者数」に人数を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
105	様式集	-					様式第11-9号地元 地域への貢献の内 訳	「地域社会への貢献の内訳」のエクセル様式の注記に「地元企業への発注額として計上できるのは、二次下請までとする」との記載がありますが、落札者決定基準では「一次下請」までとされています。落札者決定基準が正で、「地元企業への発注額として計上できるのは一次下請まで」との理解でよろしいでしょうか。	「地元企業への発注額として計上できるのは一次下請まで」を正とします。
106	様式集	-					様式第11-9号地元 地域への貢献の内 訳	「地域社会への貢献の内訳」のエクセル様式において、「地元住民の雇用予定者数」を記載する箇所はありますが、落札者決定基準における評価のポイントで求められている「雇用人数に対する金額」を記載する箇所がありません。評価のポイントでは「雇用人数に対する金額」があげられているため、本様式においても、「雇用人数に対する金額」を追記するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。項目を追加して対応ください。
107	様式集	-					様式第12号[2/2] 非価格要素提案書	「特段記載のない限り各設問当たり「A4版1枚以内」に提案内容を記載すること」とありますが、「施設の配置計画」、「施設への搬入管理」については提案内容をより分かりやすく理解していただけるよう、配置図を用いた説明をすることを前提に、A4版2枚に変更させて頂くことは可能でしょうか。	要点を1枚にまとめたくらうで、2枚目以降は添付資料としてご提示ください。
108	様式集	-					様式第12号[2/2] 非価格要素提案書	「特段記載のない限り各設問当たり「A4版1枚以内」に提案内容を記載すること」とあるため、質問回答を含め枚数の指定がない設問については「A4版1枚」という理解でよろしいでしょうか。また、添付資料の形で頁を追加することも不可との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
109	様式集	-					様式第12-14-1号 ごみ質別の焼却残 渣（主灰、飛灰、 飛灰処理物）の発 生量及び算定式	「※様式第12-24号に貼り付けること」とのご指示ですが、様式第12-14号との理解でよろしいでしょうか。	誤記になりますので、様式第12-14号に貼り付けることとしてください。
110	様式集	-					様式第12-14-1号 ごみ質別の焼却残 渣（主灰、飛灰、 飛灰処理物）の発 生量及び算定式	含水率については欄が1カ所であることから、主灰についてのみ記入し、飛灰処理物については記載しないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
111	様式集	-					様式第12-15-1号 ごみ量・ごみ質別 の発電効率、年間 発電量、年間電力 使用量、年間売電 量	年間計画処理量、計画ごみ質（年平均）の欄はセルの着色がなされておきませんが、事業者にて入力してよろしいでしょうか。また、「電力量（IN）」の合計の欄に記入されている数式は欄外※2に示されている数式と同一であることから、「合計」を「売電電力量」と読み替えてよろしいでしょうか。なお、その下の売電電力量の欄はセルの着色がなされておらず、前述の合計欄と同一内容であることから記入不要と考えてよろしいでしょうか。	「1. 年間計画処理量は全て59,895t、計画ごみ質（年平均）は低質4,800kJ/kg、基準質7,600kJ/kg、高質10,300kJ/kgとして入力ください。 2. 合計欄は、3,500kwhを超える電力量を含み、入力してください。 3. 売電電力量は、3500kwh以下の電力量を入力してください。 4. 表中の使用電力量※1とし、売電電力量※2に訂正します。
112	様式集	-					様式第12-15-1号 ごみ量・ごみ質別 の発電効率、年間 発電量、年間電力 使用量、年間売電 量	各ごみ質毎に「発電機定格出力」を記入する書式となっておりますが、本様式における定格出力とは、機械設計点を意味する定格出力ではなく、各ごみ質における2炉運転時の発電出力を記入するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
113	様式集	-					様式第12-16-1号 施設稼働時におけ る用役使用量の見 込み及び各ごみ質 の温室効果ガス (CO ₂) 排出量	年間計画処理量、計画ごみ質の欄はセルの着色がなされておきませんが、事業者にて入力してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
114	基本契約書(案)	16	別紙2	4. 2	2)		年間計画処理量	資源ごみ処理施設の年間計画処理量について、「1,709t/年」とありますが、要求水準書p.11の表3 年間計画処理量より、2,354.08t/年と読み替えてよろしいでしょうか。	資源ごみ処理施設の年間計画処理量は要求水準書(2,354.08t/年)を正としてください。
115	基本協定書(案)	11	7				別紙3	「運営事業者の資本金は【】円とし、事業期間にわたって、これを維持すること。」とありますが、資本金については、運営開始までに増資（提案する金額）することも可能と理解してよろしいでしょうか。（資本金額によっては税金が発生し、事業費の増額については貴組合の財政負担に繋がるものと思料します。）。	可能ですが、運営開始までに増資（提案する金額）する場合は、不足の事態にも対応できるように試運転業務開始の30日前までに増資（提案する金額）を完了してください。
116	運営委託契約書(案)	10	第2章	第6節	第30条		(計画外の運転停止に伴う処理対象物の処理方法)	「年度計画に記載がないものに限る。第34条及び第35条において「計画外の運転停止」という。」とありますが、第34条には当該文言が含まれていないため、「第35条において」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
117	運営委託契約書(案)	15	第2章	第12節	第40条	13	運営業務の報告	「前項の電子データ及び印刷物を、作成時から運営完了日又は契約解除の日まで保管するもの」とありますが、運営期間20年間分の紙文書の保管となると相当なスペースを要する為、法令で定められている保存年数を過ぎた資料については、電子データのみでの保管をお認め頂けないでしょうか。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 12 受託者は、業務報告書その他受託者が本委託契約に基づき作成する書類について、電子データの形式で保存するものとする。日報、月報、四半期報及び年報については印刷物及び電子データの形式で保存するものとする。ただし、法令でその保存を印刷物で義務づけられているものについてはその保存期間を超過したものと及び法令でその保存を印刷物で行うことを義務づけられていないものについては作成から3年間を経過したのものについては、委託者が認めた場合、当該印刷物は破棄することもできる。 13 受託者は、前項の電子データ又は印刷物を、作成時から運営完了日又は契約解除の日まで保管するものとし、委託者から求められた場合は、電子データの形式で委託者に提出しなければならない。ただし、法令で上記の期間を超過して保存が義務づけられているものについては、当該期間経過後まで保存することを要する。
118	運営委託契約書(案)	17	第5章	第45条	4		(第三者への損害賠償)	「…前項に規定する損害の賠償について、受託者が自己の加入する保険による保険金が支払われる場合には」とありますが、前項は委託者と受託者における第三者への損害賠償に関する条文であることから、「委託者又は受託者が自己の加入する保険による保険金が支払われる場合には…」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、当該条文は以下のとおり訂正します。「4 前3項に規定する損害の賠償について、委託者又は受託者が自己の加入する保険による保険金が支払われる場合には、当該保険金額を控除した残額について前3項の規定を適用する。」
119	運営委託契約書(案)	31	別紙3	2			焼却主灰および飛灰処理物の目標品質基準及び管理方法	「提案書に基づき、委託者及び受託者が協議の上、記載します」とありますが、目標品質基準については要求水準書p.15「表9 焼却主灰に係る保証値」を基本としつつ、上乘せ提案がある場合はその数値とするを想定されているとの理解でよろしいでしょうか。また、管理方法は提案システムによるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。